

広島県教育委員会教育長訓令第六号

地 方 機 関

学校以外の教育機関

職員の勤務時間の特例に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

職員の勤務時間の特例に関する訓令の一部を改正する訓令

職員の勤務時間の特例に関する訓令（昭和四十年広島県教育委員会教育長訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 午前八時三十分から午後五時三十分まで。ただし、午後零時から午後一時までの間は、休憩時間とする。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。